

# 新型コロナウイルス感染症の影響による離職等による 総合支援資金 生活支援費(特例貸付)のご案内

|        |                                  |
|--------|----------------------------------|
| 貸付額    | 二人以上世帯 月額20万円以内<br>単身世帯 月額15万円以内 |
| ●貸付金交付 | 申請から交付まで、最短20日                   |
| ●貸付期間  | 原則3カ月以内                          |
| ●据置期間  | 1年以内                             |
| ●返済期間  | 10年以内(120回以内)                    |
| ●連帯保証人 | 不要                               |
| ●利子    | 無利子                              |

※ただし、返済期限までに返済が完了しない場合、残元金に対して年3%の延滞利子が発生します。

## ■ 貸付対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯とします。  
他道府県社会福祉協議会で今回の特例貸付を既に受けている世帯は対象外です。  
本資金は、緊急小口資金(特例貸付)と同時に貸付けることはできません。  
自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件になります。

## ■ お申込み先 居住地の区市町村社会福祉協議会

## ■ お申込みに際して必要な書類等

- (1) 本人確認書類(健康保険証、運転免許証、パスポート、住基カード等)
- (2) 住民票の写し(世帯全員が記載された発行後3か月以内のもの)
- (3) 預金通帳(申込み当日までの記帳を行うこと)
  - ① 新型コロナウイルス感染症の影響で減収したことが確認できる通帳
  - ② 税金・社会保険料・公共料金等の支払いが確認できる通帳※通帳で減収や税金等の支払いの確認ができない場合は、③日常的に入出金を行っている通帳及び④給与明細等の収入が確認できる書類が必要です。
- (4) 失業・離職等の場合は、それが確認できる書類(離職票、廃業届、源泉徴収票等)
- (5) 実印と印鑑登録証明書
- (6) 印鑑(銀行印)
- (7) その他、東京都社会福祉協議会が指定する書類

## ■ お申込みにあたって

お申込みに当たって、ご世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者、または、罹患者との濃厚接触の可能性がある方がいらっしゃる場合は、ご来所になる前に必ず、居住地の区市町村の社会福祉協議会にご連絡ください。

## ■ 貸付金の送金 1か月ごとの分割交付

## ■ ご返済について

原則として金融機関口座引落しで毎月ご返済いただきます。引落し口座の設定ができない場合は、指定の払込票でゆうちょ銀行からお振込みいただきます。

審査により貸付を行わないことがあります。また、虚偽の申請や不正な手段により貸付を受けた場合、貸し付けた資金を即時に返済していただきます。

## お問い合わせ・相談先

◎貸付相談から資金交付まで  
居住地の社会福祉協議会<連絡先>

◎資金交付後、ご返済完了まで  
緊急小口資金 東京都社会福祉協議会 電話 03-3268-7238  
〒162-8953 新宿区神楽河岸1-1(申込み先社会福祉協議会とは異なります)  
総合支援資金 居住地の社会福祉協議会(上記参照)